

訪問看護重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

1 青梅複合型ケアサービスセンター訪問看護ステーション友田の概要

(1) 提供できるサービスの地域

事業者名称	社会福祉法人 積善会 青梅複合型ケアサービスセンター訪問看護ステーション友田
所在地・連絡先	東京都青梅市友田町5丁目533番の1 ☎0428-78-4976 FAX0428-78-4962
事業所番号	1362890012
管理者の氏名	畷田 竜太郎
通常業務を実施する地域	青梅市 羽村市

(2) 職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名		従事者の管理及び業務の一元的な管理 訪問看護サービスの提供	1名
訪問看護	看護師	2名	1名	訪問看護サービスの提供	3名
訪問看護	准看護師			訪問看護サービスの提供	
訪問看護 (リハビリ)	理学療法士 作業療法士	1名	1名	訪問看護リハビリサービスの提供	2名

※全職員、看護小規模多機能型居宅介護施設 兼務

2 事業の運営方針

- ・指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心配機能の維持回復を図るものとする。
- ・指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。
- ・事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- ・事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ・事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サー

ビスを提供する者との連携に努めるものとする。

・事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

・指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては、介護保険 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等の関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

・指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

・前 7 項のほか、青梅市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、青梅市指定介護予防サービス事業者の指定ならびに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

3 (1) 営業日・時間

営業日	月曜日 ~ 土曜日 午前8時30分~午後5時30分
休日	日曜日 12月31日~1月3日

(2) サービス提供時間

営業日・営業時間帯に関わらず、24 時間連絡体制を取っておりますので、緊急時などは、時間外でも電話対応し、必要に応じて訪問もいたします。(事前に契約が必要となります) 訪問の場合には利用料がかかります。

4 サービス提供内容

① 看護介護行為(利用者に対して)

- ・バイタルチェック(血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定)
- ・身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など)
- ・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など)

② 医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア

- ・ 在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・ 喀痰の吸引・管理
 - ・ 点滴
 - ・ 排泄管理ケア(浣腸・摘便)
- ③ リハビリ援助行為
- ・ 拘縮予防・歩行訓練
 - ・ 言語・嚥下訓練(言語障害・失語症・嚥下障害など)
 - ・ 認知予防指導(趣味の活用・レクリエーションなど)
- ④ 介護者に対して
- ・ 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
 - ・ 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など)
 - ・ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
 - ・ 介護者の健康相談・助言

5 利用料金 (別紙:料金表)

(1) 基本利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。医療保険の場合、保険により利用料金は1割～3割負担となります。なお、保険適応外の料金として永眠時のケア10000円があります。また、主治医の指示書によって訪問いたしますので、医療機関より文書作成費用が請求されます。(費用に関しては負担割合によって異なります)

(2) 料金のお支払方法

毎月15日までに前月分の請求を致します。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払方法は、口座自動引き落としの利用をお願いしています。
※引き落とし手数料 150円/回 ご負担いただきます。

6 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。
通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

7 キャンセル

キャンセル料は不要です。
キャンセルが必要となった場合は、早目にご連絡ください。(☎0428-78-4976)

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約後、訪問看護計画を作成したのち、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保健施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当ステーションが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

10 居宅介護支援事業者等との連携

(1) 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者および保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する訪問看護計画の写しを利用者の同意を得た上で、居宅介護支援事業者に速やかに送付しま

す。

- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

11 (主治医との連携)

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

12 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生した場合、様態の変化などがあった際には、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所・及び市町村等へ連絡します。

主治医情報

医療機関名	
主治医氏名	
所在地	
電話番号	

緊急連絡先

主介護者 氏名	続柄()	
住所		
電話番号		
電話番号	①	氏名()続柄()
(2箇所以上)	②	氏名()続柄()
	③	氏名()続柄()

13 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

14 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中、当該事業所または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報いたします。

15 身体拘束等の適正化の推進

- (1) 利用者または利用者等に身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底をしています。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (5) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

16 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策委員会を設立しています。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供の記録

- (1) 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します

18 秘密の保持

- (1) 事業所は、利用者またはその家族の個人情報について【個人情報の保護に関する法律】および厚生労働省が策定した【医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス】を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業所および従業者はサービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務はサービス提供が終了した後においても継続します。
- (4) 業務上知り得た利用者またはその家族の情報は従業者である期間および従業者でなくなった後も、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

19 個人情報保護について

- (1) 事業者は利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報に関しても同様です。
- (2) 事業者は、利用者またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁記録を含む）については管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとします。
※開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

20 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

21 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口

- ① 青梅複合型ケアサービスセンター 訪問看護ステーション友田
電話 0428-78-4976 担当 畷田 竜太郎
- ② 法人としての相談窓口（社会福祉法人 積善会 長湊園）
電話 0428-23-6776 担当 施設長
その他、下記 外部の機関もあります。
- ③ 青梅市役所相談窓口
電話 0428-22-1111(代) 担当部署 介護保険課
羽村市役所相談窓口
電話 042-555-1111
八王子市役所相談窓口
電話 042-626-3111
立川市役所相談窓口
電話 042-523-2111
- ④ 国民健康保険団体連合会
電話 03-6238-0177 介護サービス苦情相談窓口

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

令和 6 年 月 日

事業者

所在地 東京都青梅市友田町5丁目533番の1

名称 社会福祉法人 積善会

青梅複合型ケアサービスセンター訪問看護ステーション友田

説明者

畠田 竜太郎 印

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】

住所

氏名

印

【利用者の家族または代理人】

住所

氏名

印

利用者との続柄()